

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

一般財団法人 全日本ろうあ連盟の概要

1. 設立年月日:昭和22(1947)年5月25日

2. 活動目的及び主な活動内容:

全日本ろうあ連盟は、全国47都道府県に加盟団体を擁する、全国唯一のろう者団体である。昭和22(1947)年、群馬県伊香保温泉において「ろう者の人権を尊重し、文化水準の向上を図り、その福祉を増進すること」を目的に結成された。

以来79年にわたり、全国の仲間とともに、ろう者の暮らしと権利を守る運動を継続している。長年の運動の中で、民法第11条の改正、運転免許資格の獲得、差別的法規の撤廃、手話通訳制度の確立など、多くの成果を挙げてきた。

また、障害者基本法への「言語(手話を含む)」の明記、2022年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」などを通じ、ろう者の存在や「手話は言語である」という社会的認知の向上に寄与してきた。さらに、2013年から取り組んだ「手話言語法制定を求める意見書」採択運動は、2016年3月3日までに全ての都道府県・全ての市町村議会で可決された。2016年6月に設立された全国手話言語市区長会は666市区長が会員となり、2025年6月18日に成立した「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)」の制定へと繋がった。

また、当連盟が運営に携わった「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025(2025年11月開催)」には、約80の国・地域から約6,000人の選手が参加し、21競技が実施された。この大会は、ろう者スポーツの魅力を広く社会に伝え、共生社会の実現に向けた大きな一歩となった。一方で、音声中心社会に起因する情報アクセスの困難やコミュニケーションの制約といった課題は依然として残されている。「当たり前にある情報を、当たり前を受け取ることができる環境」の実現に向け、ろう者自身が主体となって取り組みを続ける必要があり、当連盟では、以下を中心に活動している。

- ・手話通訳の認知向上および手話通訳事業の制度化
- ・聴覚障害を理由とする差別的な処遇の撤廃
- ・ろう者の社会参加と自立の推進

3. 加盟団体数(又は支部数等):47団体(全国都道府県に1団体・令和8年3月時点)

4. 会員数:15,201名(令和8年3月末時点)。

5. 法人代表:理事長 石橋大吾

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1【視点1】持続可能な制度とするための課題及び対応方策

(1)指定基準の厳格化と運営指導の実効性担保

障害福祉サービスの量的拡大が進む中、利用者に対する支援の質を担保することが重要である。

特にろう重複支援においては、手話言語による意思疎通支援や専門的人材の確保が不可欠であり、単なる人員配置のみでは支援の質を担保できない。

2【視点5】より質の高いサービスを提供する上での課題及び対応方策

(1)視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の継続

当該加算はろう重複支援における専門的人材確保の基盤となっている。

利用者との日常的なコミュニケーション、意思確認、権利擁護、医療連携等を支える重要な制度であり、継続を要望する。

(2)ろう重複障害への専門的人材

ろう重複障害者に対する支援では、一般的な障害福祉サービスの知識のみでは対応が困難なケースも多く、専門的人材の養成・確保が必要である。

(3)ろう職員によるピアサポート

ろう職員は、ピアサポートは単なるコミュニケーション支援ではなく、支援の質を高める専門的実践として評価されるべきである。

3【視点6】重度化・高齢化への対応

(1)ろう高齢者支援の充実

利用者の高齢化が進行している。

適切な情報保障と専門的支援体制が確保されている場合には、一定の重度化・高齢化への対応が可能である。

しかしながら、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際、支援が十分に保障されていない。

そのため、高齢化したろう重複が介護保険へ移行した後も、専門的な意思疎通支援やピアサポートを継続できる仕組みの構築が必要である。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

1【視点1】持続可能な制度とするための課題及び対処方策

(1) 指定基準の厳格化と運営指導の実効性担保

障害福祉サービスの量的拡大が進む中、利用者に対する支援の質を担保することが重要である。

特にろう重複児・者支援においては、手話言語による意思疎通支援や専門的人材の確保が不可欠であり、単なる人員配置のみでは支援の質を担保できない。

そのため

- ・指定基準の適切な運用
- ・運営指導の実効性確保
- ・専門的人材育成の促進
- ・支援の質に着目した評価を進める必要がある。

専門性を失うと支援の質が低下し、その結果、利用者の生活の安定や地域生活の継続が困難となる。質の高い支援を継続できる事業所が適切に評価される仕組みを構築することは、障害福祉制度全体の持続可能性の確保にもつながる。

また、障害のある人に質の高いサービスを提供するためには、支援内容や事業運営、意思形成支援・意思決定支援に関するガイドラインの充実を図るとともに、それぞれの事業所における取組や評価結果をホームページ等で公表し、利用者が適切に事業所を選択できる環境を整備することが重要である。

とりわけ、ろう重複支援においては、意思疎通支援や意思決定支援、ろう重複児・者への専門的支援など、障害特性に応じた高度な専門性が求められることから、これらの支援の実態を適切に評価する仕組みの検討が必要である。

全国ろう重複障害者施設連絡協議会には全国60事業所、全国聴覚・ろう重複児施設協議会には22事業所が加盟している。ろう重複児・者は、言語的コミュニケーションをはじめとする集団生活において専門的な支援を必要としているが、そのニーズに対応できる専門的な事業所は限られている。

今後も質の高い支援を継続していくためには、ろう重複障害児・者に特化した専門的な社会資源の拡充を図るとともに、地域における支援体制を支える拠点機能や中核的事業所の整備を進める必要がある。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

2 【視点5】より質の高いサービスを提供する上での課題及び対処方策

(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の継続

全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟事業所アンケートによると、施設入所支援10施設、生活介護17施設(障害者支援施設を含む)、就労継続支援B型20事業所において、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Ⅰを取得している。

令和6年度報酬改定において新設された要件により、ろう重複児・者支援に必要な専門的かつ手厚い支援体制が評価されたことで、専門的人材の確保や支援体制の整備を進めることができている。

引き続き、ろう重複児・者支援においては、「集団(同じコミュニケーション手段を持つ集団)」による支援を重視し、利用者同士のコミュニケーションや社会参加、自己表現の機会を確保することが重要である。こうした環境は、個々の利用者の生活の質の向上や意思形成・意思決定支援にも大きく寄与している。

そのため、ろう重複児・者支援に必要な専門的人材の配置及び支援体制を維持・充実する観点から、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については現行水準を維持し、継続されたい。

(2) ろう重複障害への専門的人材

ろう重複児・者に対する支援においては、

- ・障害特性の理解
- ・手話言語等による意思疎通支援
- ・行動障害への対応
- ・医療機関との連携
- ・意思形成支援・意思決定支援 などの専門性が求められる。

一般的な障害福祉サービスに関する知識のみでは対応が困難なケースも多く、専門的人材の養成及び確保が必要である。

全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟事業所における利用者の障害等級の状況では、聴覚障害1級及び2級の利用者のうち94.5%が、聴覚障害以外の障害を併せ有している。また、そのコミュニケーション手段也多岐にわたっている。

さらに、コミュニケーション手段については、発信(表出)と受容で異なる手段を用いる利用者が約30%を占めている。

そのため、一人ひとりの障害特性やコミュニケーションニーズに応じた支援を提供するためには、高度な専門性を有する人材の配置と継続的な育成が不可欠である。

(3) ろう職員によるピアサポート

ろう職員は、

- ・利用者のロールモデル
- ・意思形成支援
- ・自己決定支援
- ・心理的安心感の提供 など重要な役割を担っている。

ピアサポートは単なるコミュニケーション支援ではなく、支援の質を高める専門的実践として評価されるべきである。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

3 【視点6】重度化・高齢化への対応

(1) ろう高齢者支援の充実

ろう重複者の高齢化が進行している中、適切な情報保障と専門的な支援体制が確保されている場合には、一定の重度化・高齢化への対応が可能である。

しかしながら、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際には、

- ・手話言語による意思疎通支援
- ・ろう職員によるピアサポート
- ・ろう者の文化(コミュニティ・集団性の重要性、手話言語を含む視覚「みえること」中心の生活様式、曖昧な表現の回避等)を理解した支援などの継続が十分に保障されていない。

その結果、

- ・地域によるサービス格差
- ・支援の質の低下
- ・社会的孤立の深刻化 が懸念される。

特に、ろう重複児・者にとっては、意思疎通支援や情報保障が支援の基盤であり、これらが失われることは生活の質の低下や社会参加の機会の減少につながる。

そのため、高齢化したろう重複障害者が介護保険サービスへ移行した後も、専門的な意思疎通支援やピアサポートを継続して受けられる仕組みの構築が必要である。

また、高齢聴覚障害者専門施設が加盟する全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会の会員事業所は、全国8府県に10事業所しかなく、希望するすべての利用者を受け入れることが困難な状況にある。このことから、地域によって専門的な支援を受けられる機会に大きな格差が生じている。

情報保障は付加的なサービスではなく、ろう重複障害者支援を行う上での前提条件である。障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した後も、専門的な意思疎通支援や情報保障が継続的に確保されるよう、制度設計の充実が求められる。

(参考資料)

2 【視点5】より質の高いサービスを提供する上での課題及び対処方策

(1)ろう重複障害への専門的人材

・聴覚障害と重複する障害の状況

障害等級	人数	割合
1級	470	48.6%
2級	444	45.9%
3級	31	3.2%
4級	17	1.8%
5級		0.0%
6級	6	0.6%
計	968	

※全国ろう重複障害者施設連絡協議会
令和7年度基礎データ調査

(参考資料)

2 【視点5】より質の高いサービスを提供する上での課題及び対処方策

(1)ろう重複障害への専門的人材

・利用者の重複障害の状況

重複障害の状況	人数 手帳所持者	人数 手帳未所持	計	割合
聴覚・知的	273	63	336	56%
聴覚・精神	29	27	56	9%
聴覚・肢体	19	6	25	4%
聴覚・視覚	54	2	56	9%
聴覚・内部	5	0	5	1%
聴覚・知的・精神	14	18	32	5%
聴覚・知的・肢体	39	4	43	7%
聴覚・知的・視覚	16	5	21	3%
聴覚・知的・内部	3	0	3	0%
聴覚・精神・肢体	0	0	0	0%
聴覚・精神・視覚	2	3	5	1%
聴覚・精神・内部	0	0	0	0%
聴覚・肢体・視覚	0	0	0	0%
聴覚・肢体・内部	1	0	1	0%
聴覚・視覚・内部	1	0	1	0%

重複障害の状況	人数 手帳所持者	人数 手帳未所持	計	割合
聴覚・知的・精神・肢体	7	3	10	2%
聴覚・知的・精神・視覚	4	1	5	1%
聴覚・知的・肢体・内部	1	0	1	0%
聴覚・知的・肢体・視覚	1	0	1	0%
聴覚・高次脳機能障害		2	2	0%
聴覚・発達障害		1	1	0%
総計	604			

※重複する類型障害種別	知的障害	精神障害	身体障害
手帳所未所持者を含む	453	108	177
	75.0%	17.9%	29.3%

※重複する類型障害種別	知的障害	精神障害	身体障害
手帳所所持者のみ	358	56	153
	59.3%	9.3%	25.3%

※全国ろう重複障害者施設連絡協議会
令和7年度基礎データ調査

(参考資料)

2 【視点5】より質の高いサービスを提供する上での課題及び対処方策

(1)ろう重複障害への専門的人材

・行動障害を併せ持つきこえない者の状況

	18歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	割合
区分1							0%
区分2							0%
区分3	3						4%
区分4	2			3	1		9%
区分5	3	1	3	2	2	1	18%
区分6	1	4	12	19	6	2	69%
合計	9	5	15	24	9	3	

※全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟施設
ふれあいの里・どんぐり(埼玉県)の状況
令和8年3月31日現在

(参考資料)

2 【視点5】より質の高いサービスを提供する上での課題及び対処方策

(1)ろう重複障害への専門的人材

- ・行動障害を併せ持つきこえない者の状況

	施設入所支援 定員50名	生活介護事業 定員60名
強度行動障害を持つ 利用者	37名	44名

※全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟施設
ふれあいの里・どんぐり(埼玉県)の状況

(参考資料)

2 【視点5】より質の高いサービスを提供する上での課題及び対処方策

(1)ろう重複障害への専門的人材

・利用者のコミュニケーション手段

	発信・発話手段	受信・受容手段
手話	691	672
身振り	103	104
筆談	9	24
絵・文字等のカード	11	10
指さし	27	25
音声日本語	36	21
触手話	27	47
その他	26	25
合計	930	928

※全国ろう重複障害者施設連絡協議会
令和7年度基礎データ調査

(参考資料)

3 【視点6】重度化・高齢化への対応

(1) ろう高齢者支援の充実

・利用の平均年齢の推移

	回答数	支援区分		平均年齢		定員計	平均定員	前年平均 利用者数	利用率
サービス種別/（年度）	2024	2023	2024	2023	2024	2024	2024年度 1 事業所あたり		
施設入所支援	10	4.67	4.52	54.1	58.1	450	45.0	41.0	91.1%
生活介護	17	4.7	4.77	50.5	52.8	587	34.5	29.3	84.8%
就労継続B型	21	3.33	3.25	59.1	59.9	480	22.9	17.3	75.8%
地域活動支援センター	5			67.3	69.2	55	11.0	7.6	69.1%
就労移行	4			26.4	29.5	24	6.0	0.5	8.8%
自立訓練（機能）	1			49.6	44.3	12	12.0	3.6	30.0%
自立訓練（生活）	2			66.6	49.8	22	11.0	3.6	32.7%
計	60	4.60	4.46	58.6	58.1	1630			

※全国ろう重複障害者施設連絡協議会
令和7年度基礎データ調査

全国ろう重複障害者施設連絡協議会の紹介と活動

1997年4月1日に協議会発足

主として聴覚障害と他の障害を併せてある人々が利用する施設が相互に連携と親睦を図り、ろう重複障害者福祉の向上に寄与することを目的として施設間の協力体制を確立し、聴覚・ろう重複障害者福祉充実の為運動を展開している。

役員体制

会長：渡邊健二(NPO法人つくし 副理事長)

副会長：東 貴志(わかふじ寮 施設長)、竹下 貴(工芸会ワークセンター GH管理者)

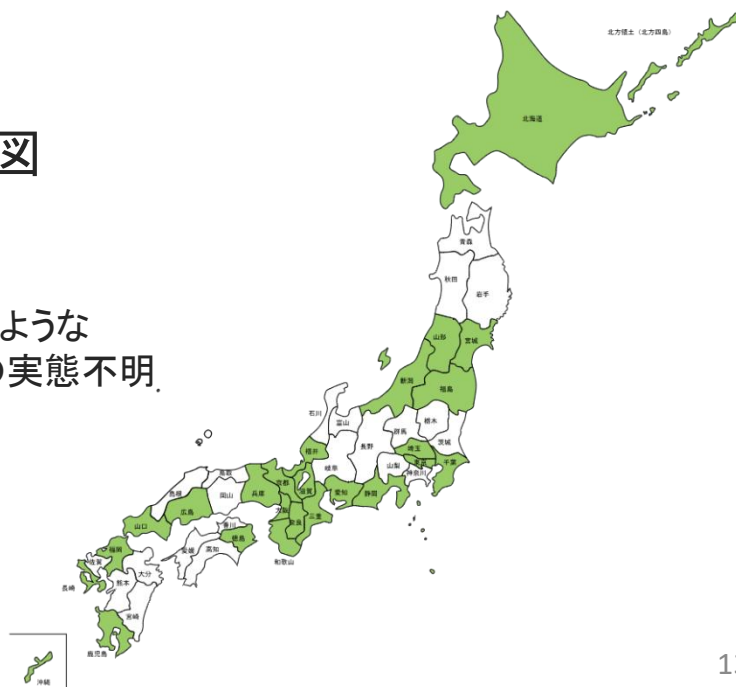
佐藤喜宜(ふれあいの里・どんぐり 施設長)

全ろう重複協に加盟している事業所分布図

○協議会に加盟している事業所は現在60事業所

○47都道府県のうち、加盟していない県は22県

○地域の課題としては空白の県にいるろう重複障害者はどのような福祉サービスを利用しているのか、コミュニケーション支援の実態不明



全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会の紹介と活動

1999年6月に協議会発足

主として全国の高齢聴覚障害者への福祉事業を行う施設等が連携を図り、高齢聴覚障害者福祉施設の業務や運営、高齢聴覚障害者の生活ニーズや施策に関する調査研究、研修会等の企画を通して高齢聴覚障害者福祉の推進を目的として活動している。



現場で工夫している事例について

【事例1】社会資源の拡充について（視点1関係）

- ・ 全国ろう重複障害者施設連絡協議会（全国60事業所）や全国聴覚・ろう重複児施設協議会（22事業所）のように専門施設が少ないという課題はあるものの、年に一度、厚生労働省の後援のもと「全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会」を開催し、各地域・施設の実践に関する研究や交流を通じて学びを深め、社会資源の拡充に寄与している。

【事例3】質の高い支援について（視点5関係）

- ・ 利用者の94.5%が重度重複障害を併せ持っている課題があるが、全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟事業所ではコミュニケーション支援に加え、知的な精神活動の取組、一人ひとりの発達段階や理解の状況に合わせた学習支援を継続するなかで意思形成・意思決定支援につなげている。